保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十六号

保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年八月二十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十七号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九十一条第二項及び第二百九十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の七の表第三百十七条第七号の項及び第三十八条の十四の表第三百十七条第七号の項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第四十一条及び第四十四条第二項中「四千万円」を「二千万円」に改める。

附則第十四条を削り、附則第十四条の二を附則第十四条とする。

附則第十五条第二項から第四項までを削る。

附　則

この政令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年八月二十九日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第五十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「同表第二号3の3」の下に「、11の2」を加え、「若しくは19の2」を「、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2」に改め、「同号3の3」の下に「、11の2」を加える。

第十八条中第十四号の十二を第十四号の十三とし、第十四号の十一を第十四号の十二とし、第十四号の十の次に次の一号を加える。

十四の十一　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）

第二十一条第七号中「同号3の3」の下に「、11の2」を加え、「若しくは19の2」を「、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2」に改める。

第二十二条第一項第三号中「同号3の3」の下に「、11の2」を加え、「若しくは19の2」を「、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで若しくは33の2」に改め、同条第二項中「第十五号の二」の下に「から第十五号の四まで」を加え、同項中第十五号の三を第十五号の五とし、第十五号の二の次に次の二号を加える。

十五の三　ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

十五の四　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）

別表第三第二号11の次に次のように加える。

11の2	クロロホルム

別表第三第二号18の次に次のように加える。

18の2	四塩化炭素
18の3	一・四―ジオキサン
18の4	一・二―ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）

別表第三第二号中19の3を19の5とし、19の2の次に次のように加える。

19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
19の4	ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）

別表第三第二号22の次に次のように加える。

22の2	スチレン
22の3	一・一・二・二―テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
22の5	トリクロロエチレン

別表第三第二号33の次に次のように加える。

33の2	メチルイソブチルケトン